

# 一般社団法人 北辰会会員規約

令和2年3月15日施行

(種別)

第1条 本会会員の種別は次のとおりとする。

- (1) 正会員 定款に定める正会員。総会において議決権を有す。
- (2) 賛助会員 定款に定める賛助会員。総会において議決権を有さない。

2. 賛助会員はさらに以下のように種別し、動画学習ツールを無料で視聴できる。

- 1) 准会員；規定の年会費を期日内に納入すれば、定例会スタンダードコースを無料で受講できる会員。ただし、定例会には別途参加費が必要となるが動画学習ツールのみ無料で視聴できる賛助会員を准会員Bとする。
- 2) 本会員：規定の年会費を期日内に納入すれば、定例会スタンダードコースに加え、エキスパートコースを無料で受講できる会員。
- 3) スタッフ会員 本会定例会や行事の時にハード面やソフト面で大いに貢献する予定の会員。定例会スタンダードコースに加え、エキスパートコースを無料で受講できる。
- 4) 運営委員：各部の長およびその補佐（副部長・課長）、および講師（正講師・准講師・特別専門講師・補助講師）、アドバイザーのこと。
- 5) 名誉会員 長年にわたり本会に特に功労のあった者で、理事の提案によって理事会で承認された者。
- 6) 顧問 本会に、ある特別の分野で尽力いただく者。
- 7) 会長 北辰会方式の創始者または本会の理事を歴任し、業界に大きな功績を修めた者。

(入会および事業参加資格)

第2条 国家資格のうち、鍼灸師免許、医師免許、歯科医師免許のいずれかを有する者、ならびにそれらを取得するための専門学校や大学の教員や在学生のみとする。ただし、正会員の推薦と保証があれば、これらの国家資格以外の資格保持者でも入会もしくは事業に参加できるものとする。

2. 在学中に入会した会員が国家資格取得試験に不合格になった場合は、免許を取得するまでの間、会員として在籍することはできない。免許取得後、再入会手続きをすることで再入会することができる。
3. 在学中に入会した会員が国家資格を取得した場合は、速やかに国家資格番号を当会事務所に申告しなければならない。

(入会金および会費)

第3条 本会の入会金および会費は次のとおりとする。

(1) 本会の入会金は、3万5千円とする。ただし、准会員Bのみ入会金は不要とし、正規の准会員もしくは本会員に移籍する場合に入会金が必要となる。

(2) 1. 会員の会費(年額)は、次の一覧表に記す。

正会員	理事、監事	2万円	
賛助会員	本会員	6万5千円	
	准会員(准会員Bも含む)	4万8千円	
	会長	無料	
	顧問	無料	
	名誉会員	無料	
	運営委員	正講師、准講師、 特別専門講師	無料
		補助講師	4万8千円
		部長	2万円
		副部長 課長	4万8千円
		アドバイザー	4万8千円
スタッフ会員	2万円もしくは4万8千円(配属部署や兼任状況による)講師候補や講師候補希望者は割引適用なし		

2. 運営委員が講師を兼任する場合は、年額の安い方が適用される。

(3) 運営委員のうち、特に功労が多である場合、理事会審議によって、特別減額になる場合がある。

(4) スタッフ会員が、担当年の間にやむなき理由なく、その条件を満たさなかった場合は、准会員と同等扱いとなり、会費の差額が派生する場合は、差額を追加納入しなければならない。

(会費の納入)

第4条 会費の納入は一括納入のみを原則とし、以下の要領で行う。

(1) 毎年4月1日～4月30日の間に、当会指定の口座に振り込む。

- (2) 振り込み手数料は各人の負担とする。
- (3) 独立開院して2年以内の本会員に限り、その2年間のみ2分割分納をすることができることとする。ただし、その場合、年間会費額の半額に金1千円を上乗せした額を各回に振り込む。前期分は4月1日～4月30日までに、後期分は9月末日までに指定の銀行口座に納入しなければならない。
- (4) 年度途中での退会もしくは除名に伴う入会金や年度会費の差額返金はいかなる理由であっても返金できない。

(再入会)

第5条 再入会金は、金1万円とする。

(会員の権利)

第6条 本会の会員（正会員と賛助会員）は、定款第3条に掲げる目的に即して以下の権利を有する。

- (1) 本会主催による学習会・研修会・合宿への無料または会員割引での参加。
- (2) 入会以後に発刊される本会機関誌『ほくと』の無料供与。
- (3) 本会の製作した学術図書および資料の無料または会員割引価格による購入。
- (4) その他、本会主催事業への優先的参加。
- (5) 年会費額の範囲内での定例会参加権一覧を以下に記す。動画学習ツール導入開始後は定例会のカリキュラムごとにスタンダードコースかエキスパートコースかが分かれそれに対し参加権が適応されることとなる。

	スタンダード コース大阪会場	スタンダード コース東京会場	エキスパート コース
准会員	○	○	×（聴講費別途必要）
准会員 B	×（聴講費別途必要）		
本会員	○	○	○
スタッフ会員	○	○	○
理事・監事・会長・運 営委員・名誉会員・顧 問	○	○	○

(会員の義務)

第7条 本会会員は、定款第3条に掲げる目的に即して以下の義務を有する。

- (1) 本会の理念および学術を、セミナーや商業誌や専門雑誌やTVを介して対外的に

発表する全ての場合において、事前にその内容を、対外対策部と学術部に提出し、運営会議の承認を受けなければならない。但し、正講師が個人的に  
対外から講演依頼があった場合は、会長、代表理事、育成統括局の承諾を得れば運営会議での審議は不要、報告のみ行う。

- (2) 対内的であれ、対外的であれ、本会の非公式・未公式な学術内容を、本会の理念や学術として独断的に発表したり講義したりすることを禁ずる。
- (3) 本会が配布したり発表する学術資料内容を、無許可で他の勉強会で使用したり、著述物に転用してはならない。ましてや、販売・転売・インターネット上への掲出を堅く禁ずる。
- (4) 常に本会の理念および学術と一体となった責任ある行動・発言を要求される。
- (5) 会費の期日内の納入。
- (6) 本会の運営および本会主催の事業への積極的参加。
- (7) 医師法・薬事法・獣医師法などに抵触する行為や、社会的規範を逸脱する行為をしてはならない。
- (8) 北辰会方式を施すことのできる治療院と偽称して、東洋医学の本道から逸脱した内容、北辰会方式を逸脱した内容、国内法に抵触する内容を自身のHPやIT媒体で掲出宣伝し、当会に誤解を生ずる行為をすることを禁ずる。
- (9) 本会より鍼灸師や医師の免許状のコピーを提出するよう要請を受けた場合、速やかに事務所へ提出しなければならない。
- (10) 運営委員ならびにスタッフ会員は、運営関係の内部資料を、たとえ会員同士であっても譲渡したり他者に転送してはならない。

(資格喪失)

第8条 本会会員は、次の事由によってその資格を喪失する。

- (1) 第3条、第4条の支払義務を半年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡したとき。
- (4) 任意に退会したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 国家資格免許状のコピーの提出を要求され、提出期日までに、それに応えることができなかつたとき。
- (7) 事務所に連絡なく、音信不通となった場合。
- (8) 本会が解散したとき。

(除名)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを

除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 内外の諸法令または公序良俗に反する行為を行ったとき。
- (2) 本会、他の会員または第三者の商標権、著作権、財産、プライバシーを侵害した場合。
- (3) 本会、他の会員または第三者を誹謗中傷する情報を流したり、会員相互の安全を阻害する言動があったとき。
- (4) 会員登録に関わる事項について、虚偽の情報を提出したことが判明したとき。
- (5) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (6) 本会の業務及び定例会等の行事の運営を妨げる行為をしたとき。
- (7) 本会の定款及び会員規約に違反したとき。
- (8) その他、前各号に準ずる場合で、本会が会員として不相当と判断したとき。

#### (休 会)

第10条 2020年度より休会制度を廃止する。なんらかの事由によって本会の事業に参加できなくなったときや会内業務に従事できなくなったときは、准会員Bへ移籍するか、退会するかを選択しなければならない。ただし、2020年3月末までに休会届を提出した会員については、当初届出していた休会期間満了（休会期限は3年以内、ただし育児や介護や父子家庭による理由での休会者は5年を最長期間とする）次第、復会するか、准会員Bへ移籍するか、退会するかを選択し、それぞれ所定の届け出を行い、復会する場合は、理事会での審査を経て復会の許可を得ることを必要とする。

2. 会費の滞納があれば、届け出受理の通知を受けとってから2週間以内に精算する。

#### (退 会)

第11条 本会を退会しようとする者は、所定の用紙（退会届）を事務所に提出しなければならない。

2. 退会届の提出なく、会費を滞納し、その督促に半年間応じない場合は、第9条（6）および（7）に抵触しているものとして除名とし、かつ、以後再入会や一般聴講を一切認めない。
3. 何らかの理由で会費の滞納があれば、退会前に精算する。

#### (再入会)

第12条 退会した者が再入会する場合は、「再入会希望書」を事務所に提出し、理事会の承認を経て、代表理事もしくは、その代理人の面接を経て、再入会すること

ができる。

(講師の分類と選抜)

第13条 当会の講師は、正講師、准講師、補助講師、特別専門講師に分類する。

2. 藤本漢祥院に定期的に研修や見学に行っており、かつまた運営委員あるいはスタッフ会員であれば育成統括局管轄の学術試験・実技試験を受け一定の成績をクリアすれば、育成統括局の承認を得て、「講師候補」となることができる。講師候補期間中は運営委員あるいはスタッフ会員であることは必須条件である。
3. 講師候補は3年以内に、学術試験ならびに実技試験に合格し「准講師」に昇格するか、もしくは、一般会員に降格するかのいずれかとなる。しかし、育成統括局から「実技専門准講師」あるいは「講義専門准講師」として、また鍼灸専門学校・大学の教員の場合「学生指導准講師」として推薦する場合がある。  
准講師への昇格は、運営会議にて適性を判断し、理事会にて承認を得ることとする。
4. 講義および実技ともにできる准講師は、正講師への昇格を希望するとき学術試験で合格し、定例会での講義や実技指導を行い、学術論文や学会発表を経て、運営会議にて総合的に適性を判断し、理事会の承認を得て、「正講師」となることができる。
5. 特別専門講師は、医学のある特定の部門における専門的知識に秀でている会員から推薦され、運営会議にて総合的に適性を判断し、理事会の承認を得て選抜される。
6. 講師資格の維持や降格については、運営会議にて判断し、理事会にて承認を得ることとする。
7. 講師は、当会对し、報酬を請求することはできない。
8. 補助講師は准講師以上の資格を有す者で、年に数回のみ定例会等で指導を行うことを主とする。

(講師の義務)

第14条 当会の講師は、北辰会方式を正しく講義し、指導し、伝えなければならない。

2. そのうえで、学術部と育成統括局の指示や勧告に従わなければならない。

(講師の権利)

第15条 正講師のうち、藤本漢祥院の研修を継続的に行い、最新の北辰会方式を実践伝授できる者のうち、運営会議での審議を経て、北辰会方式治療院として正

式に認定し当会HPにて紹介する。

(見学制度)

第16条 本会会員は、藤本漢祥院を含む本会の指定した正講師の治療所の見学をすることができる。

2. 原則的に、藤本漢祥院と藤本玄珠堂に限り非会員でも会長あるいは代表理事の許可のもと見学することができる。
3. 見学する者は、育成統括局に所定の用紙にて見学希望の要請を事前に行い、育成統括局と見学先の正講師の双方の許可を得てから見学することができる。
4. 理事・名誉会員・講師・准講師・講師候補の相互の見学は自由である。
5. 専門学校・大学の講師を務める正講師・准講師は、担当中の学生が非会員であつても希望者に対してのみ、講師の自己責任において1回のみ自身の治療院の見学を受け入れてよいこととする。

(研修制度)

第17条 会長の承認を得た会員は、会員在籍年数に関係なく、藤本漢祥院で研修を受けることができる。

2. 本会会員は、非会員の研修を受け入れることは出来ない。
3. 研修生を受け入れることができるのは、名誉会員あるいは正講師の資格を有す会員の治療院で、運営会議で公認指定を受けた治療院に限る。
4. 本会指定の治療所での研修希望会員は、育成統括局と受け入れ会員の承認を得て研修を受けることができる。
5. 受け入れ会員は、研修の目的、内容、期間を記した所定の用紙を、あらかじめ育成統括局に提出して、理事会の承認を受けなければならない。
6. 研修は、患者を媒介とする本会の理念、学術の実践、研鑽の場であり、他の目的、内容を、研修の場に持ち込むことを禁止する。
7. 研修を受け入れる本会指定の治療院では、研修会員を無報酬の従業員として使用してはならない。

(勉強会)

第18条 本会公認の勉強会の目的は、本会の理念、学術の相互研鑽であり、他の目的、内容を持ち込むことを禁止する。

2. 本会公認の勉強会を開催できるのは会長、名誉会員、正講師のみとする。
3. 名誉会員・正講師が、会員を対象とする勉強会を開催するときは、勉強会の構成員、内容、開催場所、日時、期間を記した文書を前もって育成統括局に提出して、運営会議の承認を得なければならない。

4. 会員外を対象として勉強会を開催するときは、その学術内容、講師名、構成員、開催場所、日時、期間などを 対外対策部 に提出して、運営会議 の承認を得なければ、勉強会を開催することは出来ない。治療院内におけるスタッフ向けの勉強会に関しては制約しない。
5. 会長、名誉会員、正講師以外の会員が会員および会員外の人員に対して当会の学術に関わる勉強会を開くことはこれを固く禁ずる。

(見学、研修、勉強会等の主催者の義務)

- 第19条 会員の見学を受け入れる正講師・、研修、勉強会を主催する名誉会員、正講師は、1ヶ月に1度以上、漢祥院の見学をしなければならない。
2. 漢祥院の見学が困難な者は、面談、その他の方法で報告し、会長の承認を得なければならない。
  3. 研修、勉強会の進行状況や参加会員の動向について定期的に育成統括局長に報告しなければならない。

(会の備品の取り扱い)

- 第20条 講師やスタッフ会員などは、決められた目的以外に会から貸与された備品(パソコン、プリンター、FAXなど)を使用してはならない。
2. 貸与された備品の使用が終了した時は、すみやかに会に返却すること。
  3. 貸与された備品が故障、使用不能になったときは、すみやかに 総務部と財務部に報告し指示を仰ぐこと。

(北辰会出版図書、CD、ビデオなどの著作権使用料、出版権)

- 第21条 本会が出版する図書、配布資料、CD、ビデオ、DVD、Eラーニング動画などの著作権使用料、出版権は、全て本会に帰属する。
2. それらを本会の許可なく販売や転売、あるいはインターネットなどでの公開をしてはならない。
  3. それらを本会の許可なく利用し営利を求める行為を禁ずる。

(旅費規程)

- 第22条 本会が推進する学会発表または他団体での発表などに関わる参加費、またその出張による宿泊費、交通費、日当については、別途、旅費規程及び旅費規程細則に定める。
2. 本会で、講義や実技指導、症例発表する講師や会員、また、大研修会や講師研

修会に参加する名誉会員、講師陣の交通費が片道 5000 円以上かかる者は、往復交通費の全額から 5000 円を引いた額を本会が負担する。

3. 当会主催のイベントあるいは、当会が関わる他団体のイベント運営開催に必要な事前会議やミーティングにかかる経費は、事前に所定の手続きを踏み、運営会議議長・総務部長・財務部長の許可承認を得れば、本会が限度額範囲内で負担する。

#### (会員の慶弔)

第 2 3 条 本会の会員、その他の慶弔は次の通りとする。

1. 会長、名誉会員、顧問、運営委員、従業員、その他理事会が承認した者、及び、その配偶者または一等親に対する弔慰金は、事前に通夜・告別式の場所と日時の通知があった場合、本会として 2 万円以内で香典または生花、花輪などを贈る。
2. 会員や顧問が病気・火災・風水害などに遭遇したときは、いかなる場合でも会からの義援金・見舞金は原則ないものとし、例外として、運営委員に対してのみ、別途理事会で支援対象者・支援金額を審議し支給することもありえる。
3. 事務所・総務部・財務部は、弔慰金の段取りを速やかに行う。

#### (会員規約の変更)

第 2 4 条 この会員規約は、理事会において過半数の決議を得なければ変更することができない。

#### (運営委員の構成)

第 2 5 条 運営委員は各部の長およびその補佐（副部長・課長）、および講師（正講師・准講師・特別専門講師）、アドバイザーによって構成される。

#### (運営委員の選任)

第 2 6 条 運営委員は、運営会議にて審議決定し、理事会によって選任される。

2. 運営委員は、理事による兼任を妨げない。

#### (運営委員の報酬)

第 2 7 条 運営委員は無給とする。

2. 理事会で承認された者は、年会費が減額されることがありうる。
3. その年度期間中に一定の業務不履行があった場合、あるいは業務継続不能となった場合、理事会で審議の上、本会員の会費額を上限として、その年度の会費の追加徴収を行う。

(運営委員の職務)

第28条 運営委員は、理事会や運営会議の決議に基づき、实际的業務を分担し遂行する。

2. 各部・各課の長は、翌年度にかかる経費予算をまとめ、財務部へ指定期日までに提出しなければならない。

(運営委員の任期)

第29条 運営委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

(運営委員の解任)

第30条 次の各号のいずれかに該当する運営委員は、理事会において全理事数の4分の3以上の承認を得て、理事会がこれを解任することができる。

- (1) 心身の疲労のため職務が執行できないと認められるとき。
- (2) 本会の運営委員として著しくふさわしくない言動があると認められるとき。
- (3) やむなき理由なく、運営委員に課せられている必要最低条件を満たさなかったとき。

(運営会議の招集等)

第31条 運営会議は、代表理事または運営会議議長が必要と認めるとき招集する。

2. 運営委員現在数の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して運営会議の招集を請求されたときは、代表理事または運営会議議長はその請求があった日から30日以内に運営会議を招集しなければならない。
3. 運営会議の議長は、運営委員の中から選抜する。
4. 緊急を要する場合は、ネットにて運営会議を開催し、決議をとることができる。

(運営会議の決議事項)

第32条 運営会議にて、次の事項について審議し、理事会に対し意見を述べることができる。

- (1) 事業報告および収支決算についての事項。
- (2) その他、事業計画を円滑に遂行するうえで必要と認められる事項。

(運営会議の決議)

第33条 運営会議は、各部署の部長もしくはその代理人の3分の1以上の者が出席しなければ、議事を開き決議することができない。ただし委任状を事前に提出した者は出席したものとみなす。

2. 運営会議の議事は、出席した運営委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。